

2025年12月9日

株式会社三菱UFJ銀行

令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う 「災害復旧支援資金」融資の取扱い開始等について

このたび令和7年青森県東方沖を震源とする地震により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

株式会社三菱UFJ銀行（取締役頭取執行役員半澤淳一）は、被災者の皆さまの災害復旧に役立てていただくために、「災害復旧支援資金」融資等の取扱いを開始しましたので、お知らせいたします。

1. 個人の被災者の方

(1) ご利用頂ける方 令和7年青森県東方沖を震源とする地震により被害を受けた個人のお客さま

〔お申し込みに際しては、所定の審査に必要な書類等の提出をお願いいたします。〕

(2) 対象商品ならびにお取扱い内容

a. 住宅ローン金利優遇

変動金利「ずっと一律優遇コース」の金利コースご利用条件*の免除

*「スーパー普通預金（メインバンクプラス）」および「三菱UFJダイレクト」の利用、当行での給与振込のご利用

(お申し込みに際しては、被災（罹災）証明書の提出をお願いいたします)

b. 無担保ローン金利優遇（Web受付のみ）

（リフォームローン・マイカーローン・教育ローン）

お借り入れ期間中全期間、店頭レートより一律0.5%優遇

(お申し込みに際しては、被災（罹災）証明書の提出をお願いいたします)

(3) お問い合わせ先 国内本支店

※受付時間/月～金曜日 9:00～17:00（祝日等を除く）

2. 法人の被災者の方

(1) ご利用頂ける方 令和7年青森県東方沖を震源とする地震により被害を受けた事業法人のお客さま

〔お申し込みに際しては、被災（罹災）証明書および所定の審査に必要な書類等の提出をお願いいたします。〕

(2) 金額 30百万円以内

(3) 金利 審査結果に応じた当行所定の優遇金利を設定させて頂きます

(4) 期間 5年以内（元金均等返済、据置期間1年以内）

(5) お問い合わせ先 国内本支店・営業部

※受付時間/月～金曜日 9:00～17:00（祝日等を除く）

3. 被災状況に応じた被災者の皆さまのご預金等のお取扱いについて

[主なお取扱い内容]

- (1) 預金通帳、証書、お届けのご印鑑等を紛失された場合でも、別途ご本人さまであることを確認のうえ、お支払いいたしますのでご相談ください（ご本人であることを確認できる資料をご持参ください）。
- (2) 定期預金等の満期日前払戻し等についても、ご相談ください。
- (3) お問い合わせ先 国内本支店・営業部
※受付時間/月～金曜日 9:00～17:00（祝日等を除く）

以 上